

四役・中央執行委員  
各 単組委員長 殿  
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎



### 海港労協の活動再開に向けた取り組みについて

2017年10月16日に開催した第2回中央執行委員会(17年度/第10期)は、海港労協の活動再開に向けた動きを作ることが可能かどうかを検討した。それは、中央における海員組合との関係は依然として変化がないものの、地区港湾によっては、海員組合地域組織と双方の立ち位置を認めながら、一定の「お付き合い」ができる対等な関係を維持しており、率直な意見交換の場を設けているケースも見られることを重視したためである。勿論、そうではない地区もあることも、事実として認識している。

こうした検討の結果、下記の通りの認識と対応を確認したので、この確認に沿って、各単組・地区港湾の取り組みを指示する。

#### 記

1. 全国港湾12発第57号に基づく、中央・地区でのFOC・POCキャンペーンの共同行動を取り組まない旨の方針を変更するものではない。  
しかしながら、現状の組織関係にあったとしても、海港労協のもつ社会的・組織的意義の重要性、ITF方針に団結して、港湾・海員の両組織が積極的役割を果たすことが、より重要視される情勢であることに変わりはないし、そのために全国港湾として奮闘する決意もまた不変である。
2. ついては、海員組合地区組織との関係は地区港湾によって濃淡があり、一律に取り組みを進めることは困難であることを前提とするものの、今後は、地区港湾の判断で、組織間交流を基に戻すことの取り組みを承認することとする。例えば、周年行事や季節ごとの交流、或いは、共同学習会や相互の争議支援などがそれにあたる。
3. なお、時間が経過している課題でもあるので、当時の状況を確認する関係文書を添付し、その文書の背景も記して、本指示に至る事実についての共通認識を改めて図ることとする。

以上

<添付> 当時の関係文書とその背景説明

## <添付資料> 当時の関係資料とその背景説明

### \* 前提としての認識

- (1) 海員組合がITFの取り組むFOCキャンペーンを推進するにあたって、当時(1986年)、全国港湾はITFに未加盟であったが、海員組合との友好関係並びにFOCキャンペーンの意義を認識した両組織は、FOC活動を共同で進めることを合意し活動してきた。
- (2) その後、ITFに全国港湾が加盟するという変化はあったものの、この1986年合意を尊重して活動を続け、2009年には港運同盟も含む三組織によって海港労協を結成し、海員と港湾労働者の社会的経済的地位の向上の運動を強化していた。
- (3) この取り組みは、海員と港湾の共同行動であるにもかかわらず、港湾サイドにあっては「海員のピケを乗り越えない、時には港湾作業停止、毎回の動員」という行動になり、そこから得られる、外国人船員の組織化に象徴されるFOCキャンペーンの成果は、海員組合のみに集約されるという、一見不合理に見える状況が露になっていた。
- (4) こうしたことが、港湾の職場から見れば理解しにくい状況となり、成果の還元、具体的には「せめてもの財政還元を」という考え方が生まれた背景である。このことを、海港労協結成後の同協議会の幹事会で、全国港湾が提起したことに端を発し、海員組合がこれを拒否したところから、本問題となったのである。このことをふまえ、添付資料を下記の通り説明する。

### \* 以上を前提とした、添付資料の説明

#### 1. 全国港湾 12 発第 49 号(2013年1月24日付)

- (1) 第90次キャンペーンを目前(1月29日から)に控えても、FOC・POCキャンペーンの成果に係る財政還元に関する海員組合側からより良い返事がない状況が続いていた。その一方で、海員組合からは、全国港湾の「貢献は大いに評価している」、ITFに何らかの「還元を求めていく」との表明があり、これを重く受け止め、引き続き三者(海員組合・港運同盟・全国港湾)協議を継続することになっていた。
- (2) これをふまえ、中央執行委員会(第5回/1月22~23日)は、改めて本文書をもって海員組合に全国港湾の意思を伝え、これを海員組合が受け取り、内部検討並びに三者協議を継続するならば、キャンペーンを共同で実施する旨を伝えた文書である。
- (3) しかし、この文書は全国港湾委員長が1月24日に海員組合委員長に直接面談し手交しようとしたが、残念ながら受け取り自体を拒否され、協議の継続が困難になった。

#### 2. 全国港湾 12 発第 50 号(2013年1月24日付)

- (1) 上記1の文書提出により、海員組合がこれを受け取り内部協議の継続となるなら、共同行動を行うとの内容を周知する指示文書である。
- (2) これまで、海員組合が財政還元について前向きな回答を行わないことから「共同行動をしない」と通知し、そのような基本姿勢で対応してきたが、海員組合が上記1の通りの姿勢に出るなら共同行動を再開するとの方針を徹底しようとしたものである。

3. 全国港湾 12 発第 55 号(2013年1月24日付)

- (1) 上記 1 の文書の手交と協議の継続、これを以て共同行動の実施という中央執行委員会の決定に沿って対応(1月24日午後に委員長と海員組合長の協議)したが、海員組合からは「文書の受け取りも話し合いの継続も拒否」という返事であった。
- (2) このため、中央執行委員会の判断と状況が一変したと判断せざるを得ず、本文書で緊急指示を行い、上記 2 の文書指示によって対応するのではなく、「共同行動を行わない」ことを徹底する文書である。

4. 全国港湾 12 発第 56 号(2013年1月25日付)

日本における FOC・POC キャンペーンを運営・企画担当者、及び ITF 東京事務所に、この間の共同行動を巡る動きと全国港湾の立場を周知するために発出した文書である。

5. 全国港湾 12 発第 57 号(2013年1月25日付)

- (1) ITF 関係組織に、上記 4 の文書を発出して理解を求めたことを周知し、同時に、今後の全国港湾としての FOC・POC キャンペーンへの姿勢について徹底を図る文書である。
- (2) この文書を基本にして、海員組合地域組織との関係を律していくことになった。地区事情が様々であることから、文字通り関係を断つことにはなっておらず、原則を貫きつつも柔軟性を以て対応してきているのが今日の状況である。

6. 海港労協 14-013 号(平成 26 年(2014 年)12 月 3 日)

- (1) 海港労協の現状を踏まえ、海港労協事務局長(海員組合選出)の名前で一方的に送付されてきた「会費納入を見合わせる」との通知文書である。
- (2) 本文書は、海港労協幹事会で決定したものではなく、海港労協議長(全国港湾)にも相談ないまま発信されてきたものである。

以 上